

下記の財産について、企画提案方式により使用する事業者を選定するに当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成28年6月28日

静岡県知事 川勝平太

1 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館11階

静岡県文化・観光部空港振興局空港運営課地域連携班

電話番号 054-221-3228 FAX番号 054-221-2159

電子メールアドレス airport-unei@pref.shizuoka.lg.jp

2 使用させる財産の表示等

- (1) 名称 富士山静岡空港 サービス産業施設用地（第Ⅰ期）（以下「当該用地」という。）
- (2) 所在地 静岡県牧之原市坂口字坂口山 他
- (3) 全体面積 14,600 平方メートル

3 使用の条件等

(1) 使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第1号の規定に基づく行政財産の貸付け（以下「貸付契約」という。）によるものとし、その手続き及び取扱いについては、静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号。以下「財産規則」という。）第47条及び関係規程の定めるところによる。

なお、公共施設等運営権の設定後は、運営権取得者との間で新たに土地賃貸借契約を締結することとなるが、この場合において、(2)及び(4)の内容は当該契約に継承されるものとする。

(2) 用途等

宿泊施設等の整備及び運営の用に供するものとし、提案により、商業関連、観光関連などの賑わい創出施設の設置を可能とする。また、当該用地の一部を使用する提案も可能とするが、その場合には、未利用地が将来的に活用可能な形状で残ることを条件とする。

(3) 貸付期間

早ければ平成31年度に公共施設等運営権の設定を予定しているため、貸付期間は契約日から3年間とするが、貸付契約が借地借家法（平成3年法律第90号）第3条及び第9条の適用を受けることから、借地権は30年間存続する。

(4) 貸付料

財産規則及び関係規程に基づく貸付料の基準年額は、1平方メートル当たり720円であるが、当該金額に一定額を加えた貸付料の提案も可能とする。

なお、経済状況の変動、財産規則及び関係規程の改正、その他の事情の変更により必要があると認められる場合には、基準年額を改定することがある。

(5) 制限表面

転移表面の区域内である。

(6) 屋外広告物

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第3条第10号に該当する特別規制地域である。

(7) 開業時期

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までに、宿泊施設を開業させる施設計画とする。

(8) その他

詳細は、別途配布する「富士山静岡空港サービス産業施設用地（第Ⅰ期）事業者公募説明書」による。

4 応募に必要な要件

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 単独の企業又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）であること。なお、単独の企業又はコンソーシアムを構成する企業のいずれかが、同時に他のコンソーシアムに参加することは認めない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のア～キまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 説明書等の配布期間及び配布場所等

(1) 期間

平成28年6月28日（火）から平成28年8月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 配布場所及び配布方法

富士山静岡空港ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

URL <http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/>

6 参加表明書の提出

本公募に参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出期間

平成28年6月28日（火）から平成28年8月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

上記1に記載の静岡県文化・観光部空港振興局空港運営課地域連携班まで提出すること。

(3) その他

ア 参加表明書の提出がない者からの事業提案書等の提出は受け付けない。

イ 参加表明書の提出は、持参又は郵送によるものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

ウ 郵送による申込みの場合は、その旨を電話で連絡すること。

7 現地説明会の日時及び場所等

(1) 日時

平成28年7月14日（木）午後2時から（受付時間は午後1時30分から午後1時50分まで）

(2) 場所

富士山静岡空港ターミナルビル2階多目的会議室ほか

(3) 参加条件等

1事業者3名までの参加とし、車両で来場する場合は来客用のP5駐車場を利用すること。事業概要の説明を受けた後、当該用地を視察する。

(4) 現地説明会参加申込書の提出期間及び提出先等

現地説明会に参加を希望する者は、次により現地説明会参加申込書を提出すること。

ア 提出期間

平成28年6月28日（火）から平成28年7月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 提出先

上記1に記載の静岡県文化・観光部空港振興局空港運営課地域連携班まで提出すること。

ウ その他

(ア) 現地説明会参加申込書の提出がない者は、現地説明会に参加できない。

(イ) 現地説明会参加申込書は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

(ウ) 郵送、FAX又は電子メールによる申込みの場合は、その旨を電話で連絡すること。

8 事業提案書等の提出

参加表明者を提出した者は、次により事業提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成28年6月28日（火）から平成28年9月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

上記 1 に記載の静岡県文化・観光部空港振興局空港運営課地域連携班まで提出すること。

(3) その他

ア 提出は、持参又は郵送によるものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

イ 郵送による提出の場合は、平成28年9月26日（月）午後5時までに必着のこと。また、郵送での提出である旨を電話で連絡するものとする。併せて、返信先を記載した返信用封筒（長3号封筒に簡易書留料金を含む切手392円貼付）を持参又は同封すること。

ウ 参加表明書を提出した者が事業提案を行わないこととした場合は、速やかに参加辞退届を提出すること。

9 事業者の選定

(1) 組織

「サービス産業施設用地（第Ⅰ期）事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、事業提案書等の審査を実施する。なお、審査は非公開で行う。

(2) 選定基準

次に掲げる項目により評価する。

ア 事業実績

イ 経営状況

ウ 全体整備・運営計画

エ 施設整備・運営体制

オ 資金調達・収支計画

カ 訪日客への対応

キ 旅客ターミナルビルとのアクセス

ク 施設の基本仕様、色彩・意匠等

ケ 地域経済への寄与

コ 空港との連携

サ 賑わい創出施設

シ 貸付料

ス その他の企画提案

(3) 選定方法

ア 書類審査

選定基準の各項目について事業提案書等の書類審査を実施し、ヒアリング審査の対象者を選定する（5者程度）。書類審査の結果は、選定委員会から、事業提案書等を提出したすべての者に対して書面により通知する。

イ ヒアリング審査

書類審査の結果、ヒアリング審査の対象となった者には、事業提案書等の内容に関するヒアリングを実施する（1者に対し30分程度）。ヒアリング審査の日時、会場、留意事項等は、選定委員会から

別途通知する。

(4) 優先交渉権者等の選定

ヒアリング審査の結果、最も評価が高い者（以下「最上位者」という。）を優先交渉権者として、2番目に評価が高い者を次点者として選定し、最上位者が複数いる場合は、選定委員会の合議で優先交渉権者を決定する。ヒアリング審査の結果は、選定委員会から、ヒアリング審査の対象となったすべての者に対して書面により通知する。

(5) 審査結果の公表

優先交渉権者の商号又は名称及び事業提案の概要等は公表する。

10 その他

- (1) 詳細は、別途配布する「富士山静岡空港サービス産業施設用地（第Ⅰ期）事業者公募説明書」による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 書類審査及びヒアリング審査の結果に対する異議は受け付けない。
- (4) 照会窓口は、静岡県文化・観光部空港振興局空港運営課地域連携班（電話番号054-221-3228）とする。